

本州四国連絡高速道路株式会社と災害発生時の 相互連携に向けた協定を締結

2023年4月25日

関西電力株式会社

関西電力送配電株式会社

関西電力株式会社(以下、関西電力)および関西電力送配電株式会社(以下、関西送配電)は、本州四国連絡高速道路株式会社(以下、本四高速)と、本日、災害^{*1}発生時に円滑な相互連携を図ることを目的とした協定を締結しました。

主な連携内容	<p>【災害時】</p> <p>«本四高速が関西電力および関西送配電に協力する事項»</p> <ul style="list-style-type: none">・本四高速が管理する道路^{*2}における通行止め区間および被害・復旧状況に関する情報提供・本四高速が管理する道路における通行止め区間内および緊急開口部^{*3}の使用を含む、関西電力および関西送配電の緊急通行車両等の通行 <p>«関西電力および関西送配電が本四高速に協力する事項»</p> <ul style="list-style-type: none">・関西電力および関西送配電が発見した本四高速が管理する道路の被害状況の情報提供・関西電力および関西送配電の事業区域(兵庫県)における電力施設等の被害状況および停電・復旧状況に関する情報提供 <p>【平時】</p> <ul style="list-style-type: none">・関係構築と災害対応力強化を目的とした連絡会議、連携訓練および研修等の実施
--------	---

3社は、本協定に基づく相互連携により、災害発生時における電力復旧と高速道路の機能回復を迅速に行うことで、被災地の早期復旧・復興に貢献してまいります。

※1：災害対策基本法第2条第1号に規定される地震、台風、豪雨などの自然現象等

※2：高速道路株式会社法(平成十六年法律第九十九号)第5条第2項第6号に規定される一般国道28号神戸淡路鳴門自動車道、一般国道30号瀬戸中央自動車道、一般国道317号西瀬戸自動車道

※3：高速道路の出入口以外で、緊急時等に開放が可能な臨時の出入口

以上